

株式会社 GSDA-JAPAN

GSDA-JAPAN 介護職員初任者研修学則

令和 7 年度

### **(理念・目的)**

1、株式会社 GSDA-JAPAN は、介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 1 号ロに掲げる介護員養成研修事業要綱に則り、地域社会の福祉向上に資する介護人材の育成を推進する。本研修では受講者が様々な状況に応じて適切な支援を行える力を養う。これにより、地域の現場を支え、高齢化の進む社会全体を支える一員として、自立的かつ実践的に貢献できる有能な介護人材の育成を目的とする。

### **(名称)**

2、本研修事業は GSDA-JAPAN 介護職員初任者研修と称する。

### **(位置)**

3、研修実施場所：岐阜県多治見市太平町 4 丁目 ファインコール 91 T-3 号

### **(研修期間、開講時期、定員)**

4、本研修事業の研修期間、開講時期、定員を次のとおりとする。

研修期間：令和 7 年 12 月 23 日～令和 8 年 3 月 1 日

開講時期：令和 7 年 12 月～

定員：10 名

### **(定員・指導者数)**

5、本事業の定員は 1 講習あたり 10 名とし、指導者は介護福祉士 6 名、看護師 1 名とする。

### **(受講資格・対象)**

6、本事業を受講できる者は次に該当する者とする。

原則として、介護サービス事業に従事することを希望するもの、従事することが確定しているもの又は既に従事している者とする。

### **(受講の出願)**

7、入講出願者は、次の書類を所定期日までに提出しなければならない。

(1) 受講願書 (2) 身分証明書 (運転免許・保険証・学生証など) のコピー

### **(受講手続き及び受講の許可)**

8、受講願書を提出したものは、所定の期日に所定の書類を提出しなければならない。研修担当は、受講手続きを完了したものに対し、受講許可書及び身分証明書を与える。

### **(補講)**

9、次の各号の一に該当する者のみに対し補講を行うこととする。

(1) 配偶者及び親族が死亡したことにより受講できなかった者

(2) 本人が疾病又は事故により受講できず、退院後医師の診断書を提出した者

(3) 本校がやむ得ない事情であると判断した者

(4) 修了評価の所定の水準を超えなかった者

#### (退学規定)

10、以下に退学を命ずる場合と退学手続きを示す。

- (1) 正当な理由なく、連続して講義・演習を欠席した時。
- (2) 受講料その他の納付金を指定期日までに納付しない時
- (3) 受講生より退学の申出があった場合、運営所定の退学届を提出する。

#### (研修カリキュラム)

11、本研修事業の研修カリキュラムは別紙「シラバス」の通りとする。

#### (研修修了認定)

12、すべての科目を直接講義により履修し、介護技術の習得を確認したうえで、全科目修了後に実施する筆記試験において得点が70%以上の者を修了と認定する。

介護技術の習得に関しては、「9.こころとからだのしくみと生活支援技術」の演習において、介護技術の習得度について評価を行い、を7割以上の「A判定」により合格とする。所定の基準に満たない者には補講および再試験を行い、基準に達するまで指導を行う。

・「筆記試験」の再度受験は1回まで無料とし、2回目以降は1回につき1,500円を受講者の負担とする。

・「介護技術」の習得が不十分な場合は、時間外に無料で補講を行う。ただし、別日に追加の個別補講が必要と講師が判断した場合は、1回につき2,000円を受講者の負担とする。

#### (授業料・実習費及び教材費)

13、納入金は次の通りとする。

税込 86,000円 (授業料・実習費・テキスト代含む)

\*途中で受講を中止された場合、受講料の返金はできかねませんのでご了承下さい。

#### (募集期間)

14、研修開始日の2ヶ月前より研修開始日前日までを募集期間とする。

#### (募集方法)

15、開講案内をインターネット上のホームページに掲載する。

#### (留意事項・特徴)

16、受講にあたっては、以下の点に留意すること。

・カリキュラムの進行上、終了時刻が通常と異なる場合があるため、配布されたスケジュール表を確認すること。

・研修を途中で受講中止した場合でも、受講料の返金を行わない。

・全課程の修了には、全科目の出席および修了評価への合格が必要である。